

令和8年度

粕屋浄水場天日乾燥汚泥処理業務

仕 様 書

粕屋町上下水道課

## 1. 仕様書の適用

この仕様書は、粕屋町上下水道課が発注する「粕屋浄水場天日乾燥汚泥処理業務」に適用する。

## 2. 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規則を守り、作業の円滑な進捗を図ること。

## 3. 作業施設

天日乾燥床 床数：5床 面積 150 m<sup>2</sup>/床 計750 m<sup>2</sup>

## 4. 委託内容

ア. 天日乾燥汚泥床の汚泥を人力及びベルトコンベアでトラックへ積込み、処理場へ運搬し処分するまでの作業を一括して委託するものである。

イ. 汚泥を積込んだあと、汚泥床の底面を整地すること。

ウ. 本業務は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可を持つ者が、法に定められた委託基準に従い行うもので、処分にあたり、再利用を目的とした中間処理を行い、建設汚泥のリサイクルに準じて土木資材等としての再利用を図ること。

## 5. 業務委託数量

計画汚泥量：30 m<sup>3</sup>（数量は、気象条件等により増減する）

本業務を完了するために当然行うべき事項については、本仕様書に記載のない事項であっても適切に実施しなければならない。

## 6. 提出書類

### (1) 作業前

ア. 着手届（工事工程表添付）を提出すること。

イ. 現場代理人及び技術者通知書（履歴書及び資格証写し添付）を提出すること。

ウ. 産業廃棄物収集運搬許可証の写しを提出すること。

エ. 産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。

オ. 運搬車両一覧表（任意様式・車検証写し添付）を提出すること。

### (2) 作業後

ア. 完成届を提出すること。

イ. 数量報告書を提出すること。報告書は、施工日、施工箇所、汚泥量、マニフェストNo.、を記載すること。

ウ. 作業写真を提出すること。写真は、作業前後の確認のため、地盤高測定用検尺等を入れて撮影すること。また、作業工程が分かるように撮影すること。

エ. 産業廃棄物マニフェスト伝票写しを提出すること。

## 7. 共通事項

### (1) 作業日程

- ア. 作業日について、監督職員と協議を行うこと。
- イ. 作業時間は、原則として休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。休日（土・日・祝祭日）または夜間作業を行う場合は、予め監督職員と協議すること。

### (2) 現場における注意事項

- ア. 場内及び場外を汚損若しくは構造物を損傷することの無いよう十分注意すること。なお、汚損若しくは損傷を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、受託者の責任において復旧作業を行い、監督職員の確認を得ること。
- イ. 運搬時は、一般道路に損害を与える事の無いように注意して作業を行い、苦情等の無いようにすること。第三者に対し損害を与えた場合は、受託者の責任において処理するものとするが、損害の大きさにかかわらず、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- ウ. 含水率が高い場合は、密封型のダンプトラックによる運搬とし、道路の汚損防止を図ること。

### (3) その他

- ア. 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における再委託を禁止する。
- イ. 現場代理人は、作業現場に常駐し、監督及び連絡等にあたること。
- ウ. 作業員は、担当業務に精通するとともに、常に規律を保ち、浄水処理等の業務に支障のないように十分注意すること。
- エ. 産業廃棄物マニフェスト伝票の費用は、本作業に含まれる。
- オ. この単価契約で示した工種以外の工種及び業務が発生した場合については、協議により決定する。